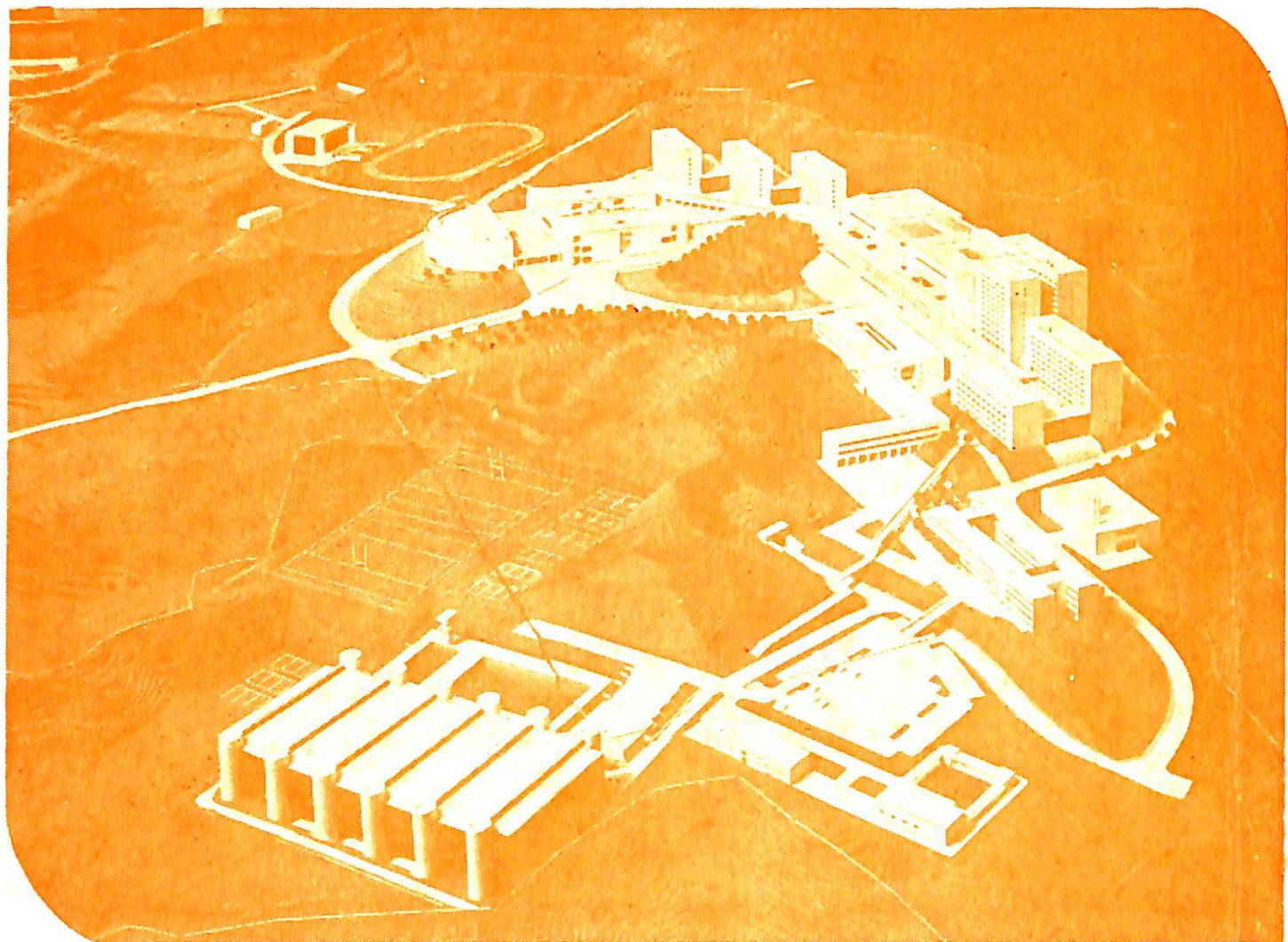


曹法大

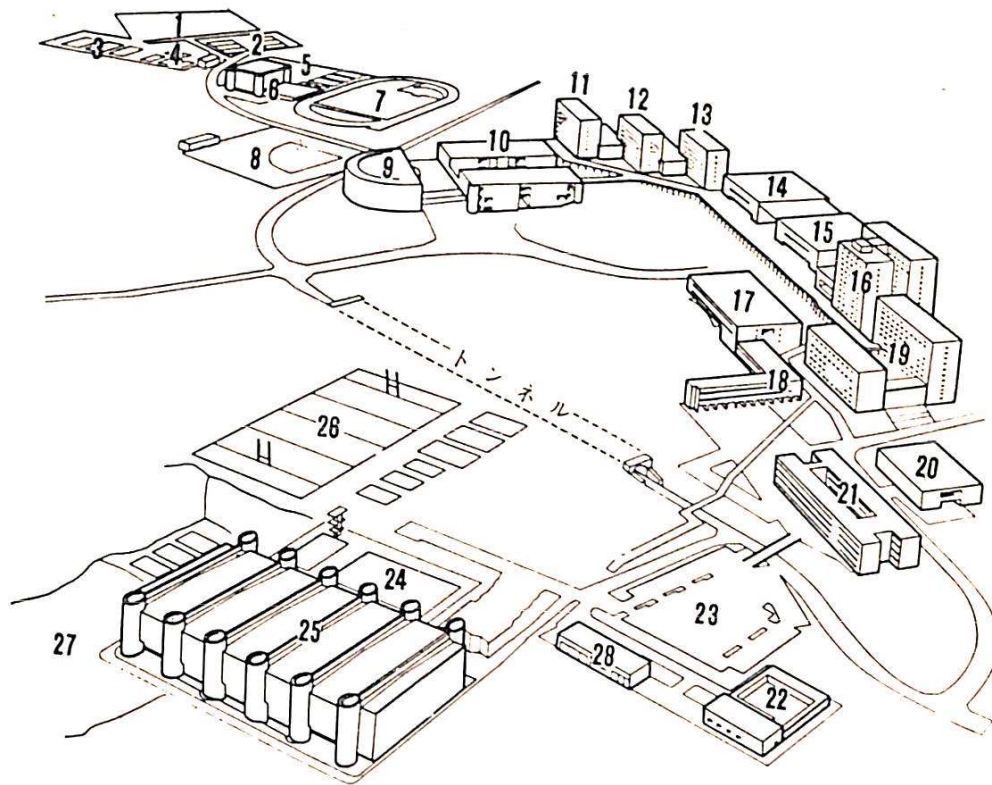
第 3 集



1975. 4

中央大学法曹会

安子



- | | |
|---------------|--------------|
| 1 サッカー場 | 15 図書館 |
| 2 テニス場 | 16 研究棟 |
| 3 ハンドボール場 | 17 本部棟 |
| 4 テニス場 | 18 福利厚生棟 |
| 5 一般学生用フィールド場 | 19 文学部総合棟 |
| 6 第2体育館 | 20 エネルギープラント |
| 7 陸上競技場 | 21 学生関係施設 |
| 8 野球場 | 22 弓道場 |
| 9 大大教室棟 | 23 駐車場 |
| 10 大教室棟 | 24 プール |
| 11 経済学部棟 | 25 第1体育館 |
| 12 法学部棟 | 26 ラグビー場 |
| 13 商学部棟 | 27 馬場 |
| 14 食堂棟 | 28 サークル別棟 |

中大法曹 第三号目次

■ 表紙題字 松井 宣
 ■ 表紙写真 中大多摩校舎完成予想写真

偶感	幹事長 松井 宣	1
「中大法曹」第三号の発刊に当って	中央大学学員会々長 谷村 唯一郎	5
母校の現状について	中央大学理事長総長職務代行 渋谷 健一	7
新春雑感 ―学費改訂をめぐる現在の学内情勢に寄せる―	中央大学学長 戸田 修三	13
大学問題特別委員会報告	委員長 石井 一郎	16
富田喜作さんの思い出	大塚 喜一郎	29
提言	清水 繁一	32
中大法曹会に望むこと	安藤 章	34
「学員主権論」への反省	本間 崇	37
中大法曹会の使命	中津 靖夫	41
長い一日	市橋 千鶴子	43
弁護士の卵からの手紙	深沢 隆之	46
中央大学法曹会会則		49
中央大学法曹会事務局規程		52
中央大学法曹会役員・委員等名簿		54
東京都内勤務学員裁判官名簿		59
東京高検管内勤務学員検察官名簿		60
あとがき	信部 高雄	64





偶 感

幹事長 松 井 宣

一、中央大学法曹会が創立（昭和二十六年・一九五一）されてからやがて四半世紀に達しようとしている。昭和二十六年といえば終戦直後の窮乏からやや復興し糸へん景気好調となった時で国内では児童憲章が制定され、サンフランシスコで、対日講和会議がもたれた年である。在京の朝野の法曹学員が一本に固く結ばれるまでに母校創立（一八八五年・明治十八年）の年、即ち太政官制度が廃止され内閣制度が制定された年から六十数年を経ていることを思うと「一日にしてならないのはローマ許りではない」との感を深くする。

二、去るものは日々にくとという。昭和四十四年（一九六九）はどんな年であったかと自問してみると得手勝手なもので、たまたま鈴木近治君等とアメリカに遊んだ個人的なことが頭に浮かんで、宇宙船アポロ十一号が月より月の岩を持ちかえった時でそのデモンストレーションに紐育で遭遇したことが思い出される。日本は「いざなぎ景気継続新記録」で、公害白書が始めて発表された年であり、学園紛争拡大の年で大学運営臨時措置法（大学法）が強行可決された年でもあった。それは又、マンモス化された大学のあり方につき教育の原点にかえり且は遠き未来を思ん計って問い直されねばならぬことを意味した。母校に於ても研教審から「大学改革についての基

本的姿勢」(第一次討議資料)が発表された年でもあった。然し、私が昭和四十四年はどんな年であったかと敢えて自問したのは吾が中央大学法曹会がヤングパワーの自覚により会則改正を行った年で、会が学員の親睦団体で母校の興隆に寄与すると共に社会的使命として司法の発展に寄与することを目的とし委員会活動を規定し、実践性を深めることとなった年で、その成果は、より今後に期待されるものではあるが、その意味において中大法曹史に忘れ難い年であると思うからに外ならない。

三、会報「中大法曹」創刊号が昭和四十六年(一九七一)に誕生し、「中大法曹会の歴史と展望」が行われた。

(この年沖繩返還協定調印、繊維産業界は対米繊維輸出自主規制宣言発表、アメリカはドル防衛策を発表、欧州の通貨不安が高まった。) 続いて二号、昭和四十八年(一九七三)(この年筑波大学法成立、石油危機、異常インフレ発生) さるにても世のうつろいの激しさよ、とまれ、ここに会報三号が健やかに誕生するについては、先輩並びに深くつながる学員各位に満腔の謝意を表する次第である。

四、昭和五十年(一九七五)は、如何なる年となるか、世は国際的インフレの波にもまれて、はてしもないかに見え、国民総反省を求められている。そのさ中、母校は創立九十周年を迎え、多摩校地への校舎建設を何が何でも果さねばならなかった。

大学は改善され、充実されねばならない。現在の大学は、学問の研究と共に職業教育と人間教育をする場所であり、生涯教育の要望にこたえる教育の中枢機関となるべきではなからうか。

数年来、欧米の大学関係者の間で「ポロニーヤの伝統にかえれ」ということがよくいわれているという。ポロニーヤは中世の初めごろか商業活動の盛んな北イタリアの都市で、商取引に必要な法律の考え方などが市民の間で勉強されてきたのが起源でポロニーヤ大学が誕生し、大学都市が形成されたといい、十一世紀には市民法学者イルネリウスなどが学生を集めて講義をし、十二世紀になってポロニーヤは集まった学者や学生がフレデリッ

ク一世から「学問に励む学生集団(組合)」としての権利を認められた。これがウニベルシタス(ラテン語)で自治機能を持って居り、これがユニバーシティという大学の語源となっているという。このことは、法科の中大の出身者である吾々にとって限りない興味を呼ぶ。

新しい大学の構想に共通するものは、大学を地域社会の都市のように考えて自治的な機能をもつことと、教授と学生が同じところで生活し勉強するという生活共同体の考え方であるという。多摩校舎が実現しても未だそのすべてに答えるには程遠いが、この実現は私学としては新しい大学としての一步を踏み出すことになるのではあるまいか。苦難をこえて先ず多摩校舎の完成が待望される。

昨夏、私はバンクーバーで故新渡戸稲造博士が教鞭をとられたブリティッシュコロンビア大学、南米の文化都市サンパウロを象徴するサンパウロ大学、美しい壁画で世に知られるメキシコ大学のキャンパスを訪れる機会を得た。目をみはるその広大なキャンパスと大学都市の機能を国土狭小な我が国でしかも一私学に求めるのは無理であろうが、多摩校舎への発展は、母校の新しい百年の計への一端となろう。

大学の学問の研究も人材の養成も、はたまた社会への奉仕も、漸次、国際的視野に於てなされねばならず、教育工学を駆使することによって私どもで果せなかった真に国際的活動力を持ち渉外的発展力ある青年が養成されることが望まれる。それがためには外国語も英独仏語にとどまらず、中国語・スペイン語はもとよりインドネシア語、スワヒリ語、ロシア語等々の選択的教育が必要になろう。

昨年の中南米法曹事情視察旅行のメキシコの最後の夜、マデロとサンファン・デ・レトランの交差点にあるラテンアメリカ随一の超高層ビル四十三階建のラテンアメリカ塔の夕食の席に思いもかけず法学部出身の學員島田正義君と同じく學員である夫人静子さん(旧姓藤島)の来訪を受けた。同君等もここで多数の學員にあうことは思いがけないことであつたらう。夫人の話ではこの町の知人である學員は六人のみ、然し青年活動の天地として

将来益々期待がもてるとのこと、若い人をドシドシ送って下さいと若い學員の雄飛を大いに期待された。私学は特徴を持ち、卒業生は未開拓の分野を意欲的に切り開いていってこそ、官学に勝る発展ができよう。中南米に於ては多くは大学の法学部を卒業することは法曹の資格を持つことにつながり、日本の司法試験のような激烈な競争はない。ブラジルでは二世の植木茂彬氏（三十八才、弁護士）が鉦山動力相として活躍して居られるという。法曹會員の二世三世にも彼の広大な新天地に飛躍される方々が出れば愉快極まりないことであるから、多摩校舎の完成された後の中央大学に於ては、国際性をもった教育が行われるよう今から祈念する次第である。



「中大法曹」第三号の発刊に当つて

中央大学学員会会長 谷村 唯一郎

この度中大法曹会々報第三号が発刊されますことは、洵に結構なことであります。私は昭和四十六年創刊号の発刊に当りその趣旨に照らし極めて有益で機宜を得た企画であると思ひ祝辞を申述べたのでありますが、その後第二号を経てこの度第三号の発刊を見るに至りましたことは執行部各位の御努力の結晶であると考え深く敬意を表すものであります。

中大法曹会は中大出身法曹の親睦乃至研究団体として昭和二十六年に創立せられ既に二十五年の歳月を経過しております。会員の数は裁判官、検察官、弁護士等各法曹を合せて二千名余に上り学員等の支部としても極めて有力な存在であります。そして会員の各位がそれぞれの分野においてわが国司法の発達改善或は人権擁護のために大きな貢献をしておられることは周知の事実であります。中大出身の法曹の数は全国法曹人口の約三分の一を占め更に年々多数の司法試験合格者を出し会員数が増えて行きますのでやがて全国法曹の半数がわが中大の出身者になる日もそう遠くないと考えます。

思うに民主々義国家の基盤を為すものは、国内の秩序の維持と基本的人権の擁護にあると思ひます。国内の秩序

が保たれて初めて市民は安んじてその業に励むことが出来、これによって産業経済の発展と平和が招来するのであります。法曹会々員の各位がそれぞれの御立場において法曹の聖職に努力され、且つ力を合せて会の発展と母校の興隆に御尽力下さるよう御願いを申上げる次第であります。

以上会報第三号発刊にあたり所感の一端を申述べて祝辞に代えさせて頂きます。



母校の現況について

中央大学理事長
総長職務代行

渋谷 健一

中央大学法曹会が今年で二十四回目の誕生を迎えられ二、〇〇〇余名の会員各位が、わが国法曹会の第一線で法秩序の維持と社会正義実現のため、日夜ご活躍なされておられますことはご同慶の至りでありますとともに、「法科の中央大学」の伝統を継承されて今日に至っておりますことは、大学人といたしましても心から慶んでいる次第でございます。また学内におきましては、谷村唯一郎顧問、荻山虎雄評議員会議長をはじめといたしまして多数の会員の方々が、評議員会・理事会の要職を占められ、学員会におきましても会長、副会長、幹事、協議員として、ともに本学発展のために大いなるご尽力を賜っておりますことは、ただ、ただ感謝のほかございません。この機会に紙上をお借りいたしまして、改めて厚くお礼を申しあげます。

私は去る昭和四十八年十二月十六日の評議員会の理事補充選任決議に基づき理事に補充され、同年同月の二十八日に就任いたしましたのでありますが、翌四十九年二月十八日に当時の理事長・総長職務代行の堂野達也先生から辞表の提出がございました。当時堂野先生は、皆様もご承知のとおり「日本弁護士連合会の会長候補」として多数の方々から強く推されておりました事情から、理事会で辞表が受理され、その後任に不肖私が選任されたのでございま

す。浅学非才の私が、この大任を受けるかどうか大変躊躇いたしましたのでございますが、本学の山積する諸問題を考え、理事長職の一日もゆるがせにできない事情に鑑み敢えて理事会の決定を受け現在に至っているのでございます。現在の理事会は昭和四十七年五月二十六日に就任し任期中大塚喜一郎理事長（最高裁判所判事）堂野達也理事長（日本弁護士連合会会長）そして私と、三回理事長の交替がありましたけれども、理事会発足当時の三つの重要施策事項が一貫して踏襲され、これが実現のため懸命の努力を重ねてまいりました。

まず第一に学内の正常化であります。当時本学が不正常的な状態にある大きな原因の一つは、一部暴力学生に占拠されている代々木学生寮があるとされておりました。この寮には当時、常時六〇名ぐらいの本学新左翼系学生と同系統と目される他大学生とが混宿し、ときによっては一二〇名から一三〇名の暴力学生が宿泊し、暴力集団の拠点となっておりまして、本学あるいは他の施設を襲撃するばかりでなく、地域住民にも多大の迷惑をかけておりましたが、その後東京地方裁判所の仮処分決定に基づく仮処分の執行、本訴の提起等の法的手段によりまして、大部分が明渡して退寮し、残る三名も来る三月末日までに明渡すことになっております。長い間、近隣住民ならびに社会に迷惑をかけ、大学の行事計画を妨害し、学員の皆様にもご心配をかけておりました代々木学生寮問題もこれをもって全面的に解決されることになったわけでありまして。この代々木学生寮は、第一寮から第六寮および食堂棟の七棟ございますが、第六寮（鉄筋四階建）を残して他の木造寮を来る三月末日までに全部とり毀すことを決定し、去る一月二十一日に第一寮のとり毀しに着手いたしております。

このように法的手段によりまして全面的な解決を見るに至りましたのも、本学の代理人となって日夜をわかたぬご尽力を賜りました阿部三郎、中利太郎、佐藤義行、鹿道正和の四弁護士のお陰によるものでございます。この紙上をお借りいたしましたしてお礼を申しあげたいと存じます。

本学不正常的の要因の一つでございました代々木学生寮問題も皆様のお力添えによりまして払拭することができま

したが、学内の正常化は遺憾ながらまだまだの感がございます。それは、学内における一部学生の暴力的活動に起因しているものであります。私どもといたしましても、今後さらに教学執行部ならびに教・職員と協力いたしましてほんとうの意味での正常化をはかって行く所存であります。

第二に赤字財政の解消についてでございます。学園紛争の発端となりました昭和四十三年度の学費改訂の白紙撤回から本学の財政事情は大変逼迫しておりました。しかしこれ以上放任することは、赤字が増大するばかりでなく、本学の在立自体が危くなるという非常事態に直面いたしておりました。国庫補助にも多くの期待ができない事情から、危殆に瀕する本学の財政のたて直しは、遺憾ながら学生の納付金に頼る他にないと判断いたしました。非常な決意をもって改訂の方針を固め、学内諸機関ならびに教職員の協力を得て昭和四十八年度入学生から学費の改訂を行なったのであります。しかし一昨年十二月のオイル・ショック以来の諸物価の高騰、人件費の増大が著るしく、またまた本学の財政は危殆に瀕したわけでありました。もち論この間、関係当局に対する私学の経常費補助増額運動を強力に推し進めてまいったのでございます。特に昭和五十年年度に向けて私立大学連盟を中心とする全私学連合は二千六百三十九億三千万円の助成を要求しましたが、文部省の大蔵省に対する概算要求は一千二百五億円に縮減され、さらに大蔵省の最終予算額は一千七億円にとどまった次第でございまして、私どもの要求額の半額にも満たない結果となったのでございます。今後はさらに大幅増額運動を展開して行く所存であります。当面する本学の財政危機を乗りきるためには、またしても学生の納付金に頼らざるを得ない事態になったわけでありました。そこで私どもは、任期中第二回の学費改訂の方針を決定し、学費改訂の必要性を明らかにし、学内諸機関に諮りまして去る十二月二十二日の理事会において決定し、翌二十三日発表いたしました次第でございまして、この改訂によりまして昭和五十年度の増収分は、総合におきまして学生・生徒の納付金等が十三億九千万円、手数料収入一億八千五百万円、合計十五億七千五百万円になるわけでございます。これによりまして、資金収支上は特別の大幅支出増嵩がないか

ぎり昭和五十年・五十一年度は、研究・教育の水準を維持しうると判断しておりますが、さらにその水準を向上せしめうるよう理事会としましては全精力を傾注したいと決意いたしております。

第三に大学施設の充実についてであります。施設充実問題につきましましては、昭和四十一年五月の評議員会におきまして多摩校地に教養課程の移転、二号館の改築等が決定されていたのでありますが、その後の学内事情で実施が不可能の状態で延期されておったのであります。しかし、その後大学設置基準との関係などから、学内施設の総合的な検討を加えた結果、多摩校地の利用を含む大学施設充実に方向を転換することが、中央大学百年の大計を実現する最良の方途であるとの結論に到達し、昭和四十六年学内の教員ならびに職員に諮問し、答申を受け、これを踏まえて学内に教学施設充実問題特別委員会、教学施設充実計画推進本部、施設充実計画実施推進本部と順次発展的に機関を設置して、長期間にわたって慎重に施設充実計画案を策定し、昭和四十八年十二月十六日の評議員会でさきに決定された中央大学施設基本計画の一部変更ならびに中央大学施設充実に実施計画案のご承認をいただいたのであります。そしてこれらの計画を実行するための財源は、充実計画実現の暁に不用となる物件を売却して充当するというものでございました。

しかしさきにも申しあげましたが、一昨年十二月のオイルショック以来の物価の高騰、経済路線の転換によりまして、ご存じのように土地の処分が思うにまかせず、非常に厳しい情勢に直面いたしましたのであります。このときに学内外からいろいろのご意見を受けました。私どもはこれの一つ一つ謙虚に受けとめて、あらゆる角度から慎重に検討を加えてまいりました結果、不転の決意をもって当初の構想を実現するほかに大学施設を充実する機会はないと判断し、去る十二月二十二日の評議員会に施設建設予算基本計画(案)を提案いたしました。ご審議をいただきこれをご承認いただきました。そこでは、非常に困難な時期ではあるけれども慎重着実に、そして万難を排してこの大事業を進められたいとのご承認をいただいたわけでありす。

すでに基本計画、実施設計もできあがっておりますので、愈々建設会社等との間に施設建設実行についての折衝をきびしく行ないまして、近々着工いたしたいと存じております。何分にも約五万坪におよぶ建築と約四万坪におよぶ運動施設の建設で全く文字どおりの大事業ではございますが、法曹会の皆様をはじめ學員各位のご協力をいただきまして、来たる昭和五十一年の末頃までに竣工することを予定いたしております。學員の皆様が最も関心を寄せられておられると思う三点について、以上のとおりご報告申しあげましたが、最近における学生に係わる学内情勢について申しあげますと、本年三月卒業予定者の数は一部六、三八四名、二部三、五六七名、合計九、九五一名でございます、その就職状況はほぼ一〇〇%でございます。ご参考まで、求人会社数を申しあげますと文科系七、五一六社、理工系四、〇二〇社で合計一一、五三六社になっております。ただこのうち不況の影響によって、一流企業中に採用の取り消し、延期あるいは待機といった処置を受けた者もあって大変困惑いたしました。就職部の努力によって該当者への再斡旋をいたしまして一応事なきを得ております。これらの現象については、一大社会問題となって関係当局も慌てているようですが、事は一生の運命を左右する重要な事項でありますので、二度とこのようなことのないように……と念じている次第であります。

次に卒業・学年末試験についてでございますが、前にも申しあげましたように、昨年十二月二十三日に昭和五十年度入学生から学費を改訂することを発表いたしましたところ、本年一月十三日に一部暴力集団が学費改訂の白紙撤回を叫んで、駿河台校舎二号館および春日町校舎をバリケードによって封鎖して研究教育上必要な施設設備を破壊し、昼・夜間部の試験および授業を全面的に阻止する行動に出ましたので、大学はかかる行為を断固として糾弾する一方、学内外の混乱を防ぐために図書館を除き一月二十日以降全館を閉鎖し、各学部教授会の決定によりましてレポート方式に切り替えて実施し、二月十五日から法学部法律学科の試験を皮きりに、入学試験を実施する予定であります。

次に本年度の入学志願者数でございますが、二月十三日現在で全学部六七、〇四九名で、昨年より九、六一四名増加いたしておりますが最終日には七五、〇〇〇名を突破するのではないかと予想しております。この現象は単に本学のみではなく、全国的な一般的傾向のようであります。これは明年度より高等学校のカリキュラムが、全面的改正があるためと言われております。いずれにいたしましても、志願者が年々漸増の傾向にありますことは、誠に喜ばしいことでございます。これもひとえに法曹会の皆様をはじめ學員各位の社会に対する貢献度の高い評価によるものと、深く感謝いたしておる次第でございます。以上、近況を添えて結びいたします。

最後に、法曹会々員各位のご健康をお祈り申しあげます。



新春 雑感

——学費改訂をめぐる現在の学内情勢に寄せる——

学 長 戸 田 修 三

現在、私立大学の多くは、学費改訂をめぐり、一部過激派学生の妨害にあつて卒業・学年末試験の円滑な実施を阻止され、レポート方式に切りかえるなどして、難局を乗りきろうとしており、本学も決してその例外でないことは、教学の責任の一端を担う者として、まことに遺憾にたえない。法治国家の下にあつて、大学が治外法権的な立場を主張しえないことは当然で、内ゲバをはじめ学生の暴力・破壊行為が、白昼堂々と学内で演じられるがごときことは、おそらく一般社会人にはとうてい理解できないのではないかと思われる。十年有余にわたる学内外の暴力に馴らされてしまい、これに対し不感症となつている自己を発見し、ウツゼン 慄然とすることがある。かつて一部「文化人」が、暴力には二通りあり、思想性のある暴力はこれを認めるべきであつて、暴力一般を否定すべきではないというような発言をした一時期があつたけれども、最近ではこのような考え方を公然と口にする「文化人」は、さすがに数が少なくなつた。しかし、意識すると否とにかかわらず、このような考え方は、いわゆる進歩的な文化人の思想の底流として横たわつていのではないかと思われる。また、学問・思想や表現の自由の観点から、しばしば大学人は、学生の暴力否定の姿勢を明確に打ち出すこととかく躊躇しがちであり、若干の抵抗感すらおぼえることも

事実である。そして、それが、学内外の暴力・破壊活動に、客観的には手を貸す結果となる。さらにまた、この学内暴力を口実として、却って学問・思想や表現の自由を制限しなければ暴力の根絶はとうていできないのではないかとこの方向に、世論を導くことにもなりかねないのである。仮りにそうだとするならば、このような優柔不断の態度こそ、暴力温存に奉仕する機能を果たすことにもなるというべきである。それは、ひいては公共の福祉のためには基本的人権の制限もやむをえないというような議論に直線的に発展する。こういった考え方が大道を闊歩し、憲法の精神がなしくずし的に歪曲化されていくことは、大いに警戒しなければならぬ。

「暴力」は、結局、自己の主張の正しさを説得できないという焦燥感により、直接的な手段としてよびおこされたものであって、そこにはなんら理性のうらづけもない。すなわち、「暴力」は、自信のなさや主張の弱さの象徴としてしか、常識人の目には映らないのである。かりそめにも、思想性ある暴力を肯定するようなエセ進歩的文化人の残滓を残さないために、いまこそ暴力を徹底的に否定し、学内の、いなむしる全大学人がそういう共通の意識をもって、全面的にそのキャンペーンをはることが、現在かかえている大学問題を解決するための、有力な手がかりになると確信している。

ところで、本学だけでなく、学費改訂を余儀なくされた他の全私大において、大学構成員が、理性的にすべての英知を傾けて、問題解決のための冷静な話し合いの機会をもつことがかりにできたであろうならば、理性の府としての大学にふさわしい形で、学費問題をはじめ一切の問題が解決されていたはずである。しかるに、他大学と同様、本学においても、暴力問題が背景にあるため、学費改訂の必要性についての「説明会」が、本来の目的にそった形で平穏に開催される条件がとっていないなかった。この点は、教学執行部と学生部の見解をもとに、理事者が総合的な観点から判断した結果である。かくして「説明会」を開催しなかったことが、漠然とした不信感のムードを学内に漂わせ、学生の反発を招き、学費値上げの反対運動を盛り上げ、さらに卒業・学年末試験粉碎の口実を与える

結果になっているという批判につながってくる。しかし、法政・明治・立教その他の大学における「説明会」でもみられるように、結局、ヘルメットの過激セクトを相手に、実質的には学生のいう「大衆団交」となり、学生側から一方的に、学費値上げの白紙撤回につきイエスかノーかといった形で、暴力的に要求をつきつけるだけで、冷静に話し合うという姿勢はどこにもみられないのである。そして、ゲバ棒で脅迫し、紙つぶてを投げ、ただ怒号に終始するだけの「説明会」に、果してなんの意味があるのだろうか、はなはだ疑わしいといわねばならぬ。このような方法では、説明会本来の目的は絶対に達せられるはずがなく、お互に索漠たる虚無感と挫折感だけが残るにすぎない。むしろ本学の理事者が、今回の学費改訂について意欲的に発行した説明パンフと、学生部を通じて学生諸君から寄せられた質問に対する回答パンフによって、一般学生には学費改訂の必要性についての説明はかなり詳細になされたはずである。しかるに、これらのパンフに対し、はじめから拒絶反応を示し、一顧だに与えることなく、「説明会」の開催をお題目のようになえ、「説明会」を金科玉条のように要求し、バリケードを構築し、試験を妨害し、はては学長の自宅までしばしば押しかけて抗議集会をもつなど、とても理性的な行動とはいえないのである。ここにいたっては、もはや、「単純暴行」となんら選ぶところがないといっても過言ではない。

暴力、破壊に対する万人の怒りを結集して、これを学内正常化への支柱たらしめることを、新春に際してのわたくしの誓いとして。

大学問題特別委員会報告書

委員長 石 井 一 郎

中央大学法曹会は昭和四四年七月大学問題特別委員会を設置し、母校中央大学が当面する問題、特に基本規定改正問題について大学当局、及び基本規定検討委員会に対し強力な進言を行うこととした。そして数回に亘る全体委員会、数十回に亘る小委員会の議を経て昭和四五年一二月、基本規定検討委員会に対しわが法曹会の意見を具申したことは中大法曹第二号に詳細報告したとおりである。

ところが昭和四七年六月二九日基本規定検討委員会小委員会より委員長に提出された小委員会報告書によれば、わが法曹会の意見は殆んど採用されていないので、昭和四七年一〇月三日より特別委員会を再開し、小委員会の審議に加わった太田常雄小委員などからその審議の経過を聴取するとともに、検討委員全員に対し、法曹会の意見書を送付して、全体委員会における審議の参考とするよう要請した。

検討委員会はその後昭和四七年一〇月一七日より昭和四九年六月四日まで十数回に亘り、小委員会報告書を中心に基本規定の検討を重ねて来たが、同日一応の検討を終った段階で、学会会の有力支部である当中大法曹会や教職員側の意見を聴聞することとし、当法曹会に対し昭和四九年七月一六日の検討委員会に出席して意見を述べよう要請して来た。

そこで特別委員は数十回に及ぶ勉強会を開き、検討小委員会報告書を徹底的に研究討議し、中大法曹会独自の意

見書を作成し、幹事会の承認を得た上これを検討委員会に提出するとともに、七月一六日の聴聞会には委員長の外大西保、鈴木秀雄、本間崇、中津靖夫の五委員が出席して右意見書に基き法曹会としての意見を詳細陳述し、且つ主として教職員側委員よりの質疑に応答した。

意見書は後記のとおりである。

なお検討委員会は当法曹会の聴聞に引き続き、昭和四九年一月一二日教職員側の聴聞を行ったが、教職員側からも当法曹会と相反する意見書の提出があったので、特別委員会においては右意見書に対する質問事項を、文書を以て提出し、これに基き目下木戸口久治検討委員が質問続行中である。

昭和四十九年七月

意見書

中央大学法曹会

一、 総長と学長との関係に関する事項

学校法人中央大学には、総長を存置すべきである。

(理由)

(1) 私立学校法第一条は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定している。同法が私立学校の特性に深く配慮していることはこの第一条の規定上からも明らかであるが、その特性とは何かを先ず確認することが肝要である。

(2) 私立学校就中、私立大学においては、それぞれの建学の精神に基づく独自の伝統と歴史の下に、それぞれの特

色ある学風ないし大学カラーを保有することを誇りとして来た。大学と学生の数が増え、いわゆる開かれた大学へと変貌して来た現代の私立大学にあっては、大学の個性の喪失が云々されるに至ってはいるが、永年の伝統と歴史を誇る私立大学は、今だにその独自の大学カラーを捨て去ってはいない。特定の私立大学への入学を希望する受験生が目標とするものはこの大学の独自の伝統と、その下にある大学カラーと、それらに対する社会的評価であり、且つまたその大学の卒業生が、発揮している社会的活動度合の大きさとその実績である。大学の創始者から、その後継者らによって伝承され培われた独自の学風は、その後の承継者が質的に優れたものであればそれだけ以前にもまして高く評価され、そのことが又伝統をより一層輝かしく形成することともなる。この点において、私立大学は国・公立大学に比べて、学生、卒業生の意識の上で質的な差異を示しているといえよう。大学における研究と学問の場が等しく与えられるからといって、同じ法学、経済学、工学等を修得しようとするにも、専門の教授らの顔触れもさることながら、如何なる伝統の下で学ぼうとするかということは、意識の上で甚しく異なるものであることは否めない事実である。

このように、独自の伝統と学風なくして、私立大学の存立はあり得ないといっても過言ではない。私立学校就中、私立大学の特性とはまさに斯様な点に見出すことができるのである。

- (3) 学校教育法は、教育基本法の前文に掲げた理念に基づいて、大学の目的組織についての規定をおき、その第五十八条第一項には、大学に学長等を置かなければならない旨を定めている。これに対し私立学校法は、右学校教育法のいわば特別法として制定されたものと見られ、私立学校を設置する学校法人についての通則、設立、管理、解散および助成監督につき規定している。

私立大学に、学校教育法にいわゆる学長の他に総長を置くことができるか否かについては、学校教育法の関与するところではなく、又私立学校法上も特段これを妨げる規定は見当らない。従って、総長存置についての可否

は、専ら、中央大学固有の問題として実質的な必要性があるか否かの点から決すべきである。

(4) 総長は、前述した私立大学の特性である独自の伝統とカラーを、社会に対して象徴的に示す役割を担うべきである。この点は、社会において私立大学が果す存在意義のうち最も重要な点である。

総長は、学校法人の機関として、大学、附属の高等学校、中学校、研究所等法人に附置せられた諸施設の教学面を統括し、経営面において法人を代表する理事長とは違った意味での教育機関の代表者として対外的に折衝する役割を担うのである。

中学、高校、大学の一貫教育は、従来の中央大学においては必ずしも十全の成果を挙げては来なかったらみはあるが、今後はその点に力を注ぐことは必要なことであるし、日本比較法研究所や、中央大学経理研究所のように、他の大学には見られない充実した独自の研究施設についても、学校法人の有する独立の施設として法人に附置する建前を貫かなければならない。

総長は、これらの諸施設を総合的に統括する教学面での代表者として、学校法人中央大学の伝統とカラーを社会に対して表現する「シンボル」でなければならぬ。かつての慶応義塾の福沢諭吉や、早稲田の大隈重信に比肩し、創立者ではないが、中央にも原嘉道、林頼三郎等の「シンボル」があって、本学に今日の隆盛を築くことを可能ならしめたことは何人も否定できないところであろう。これらの例では、かかる逸材がいたからこそ「シンボル」となり得たといえる面もあるが、これに続く人材が輩出する可能性は少くないのであるから、自らその機会の芽を摘んで、大学の一層の興隆を妨げるようなことがあってはならない。総長というポストが残されてこそ、かかるポストにふさわしい人材が出て来るのである。

対外的に学校法人の教学面を代表し、その意味において中央大学のシンボルであるにふさわしい総長がその席に坐っていることは、それだけで本学の社会的評価の高揚に貢献し、本学への入学を希望する者の量的、質的増

加を齎らし、卒業生の社会での就職状況の好転に寄与し、これらがまた新しいよき伝統と大学のカラーの形成となつて本学の社会的評価を高める。このことはまさに、社会での公共性を高めることによって私学の健全な発達に貢献することにもつながるのである。

大学の学長にかかる総長の役割を果すことを期待することはできない。現行の中央大学学長に関する規則は、学長を各学部の教授会と、一定の職員で各互選した者による選挙によつて選ばれた者につき理事会が評議員会の議を経て選任すると規定し、運用の現実においては、教職員間のみにおいて互選された者が選出されている。これは狭義の意味における大学の自治を保障する形をとっている点ではそれなりの意義があり、且つまた、前述した学校教育法第五十八条第一項の要請を満たしている。

しかしながら、私立大学における特性を十二分に發揮するに必要な総長に期待すべき前記の役割を学長に負わせることは、現行の学長に課せられた職務の量的、質的過重負担のため困難であり、又その選出につき実際上は教学側のみに委ねられ、全学的態勢がとられていない点にも問題がある。大学の構成員たる学生の後身であり、学生と同質的な意識に支えられている卒業生たる学員の意向を反映せしめることなくしては、私学「中央」のシンボルを選ぶことはできないのである。

(5) 慶応義塾では、学長、理事長の他に塾長を置き、学長を兼ねるが、一切の塾務を総理し、且つ塾務全般につき慶応義塾を代表することとされ、その選任方法としては、教学及び評議員（塾員が主体）から選ばれた者から成る塾長候補者銓衡委員会が塾長候補者を選び、評議員会に推薦するが、評議員会はこの候補者を承認しないことができる等々が規定されている。（慶応義塾規約、慶応義塾長候補者銓衡委員会規則）

明治大学では、評議員会で総長を選任し、総長はこの法人の設置する学校の教育を総括する。学長の任命については理事長の求めにより、学部連合教授会で候補者を銓衡し、評議員会の承認を受けてから理事長を任命する

が、評議員会はこれを否決することができる旨定められている。(学校法人明治大学寄附行為、同施行規則)

その他、日本大学、立教大学、同志社大学、立命館大学等いずれも類似の制度を有している。

早稲田大学は、総長を理事長とし、この法人の業務を総理し、この法人を代表させるとともに、この法人の設置する大学の学長とすると定め、この総長を選出する選挙人会の選挙人に、教職員でない商議員や校友を含む評議員を多数含ませている。(学校法人早稲田大学校規、総長選挙規則)

以上概観したとおり、他の有力私立大学にあっては、学長の他に総長を置く例が大部分であって、二者が同一人による場合でもその選出に当っては学員を含む評議員らが関与しているばかりでなく、学長の任命については評議員会が拒否権を有する旨を内規にはあるが明定しているのである。

(6) 私立大学における大学の自治は、学問の自由を守る為の制度的保障として、私立大学における研究と教育の自由を認めること、さらには人事・施設・学生管理についての自治を認めることを含むと解すべきであるが、しかし私立大学の設置の目的に照らしてその研究・教育についても一定の制約(例えば、キリスト教を奉ずる私立大学において、キリスト教を否定する理論を講ずることを禁止すること。)を附し得ることは憲法の解釈上も容認せられることである。

まして、人事・施設・学生管理等の自治は、教育・研究の自由を保障するための自治である以上、私立大学の設置の目的に照らして一定の制約があり得ることはむしろ当然である。これは大学の自治のうち管理者たる法人の調整上の権利として理解されるところである。(ホフシュエッター マツガー編 大学の自治参照)しかしそれにも拘らず、中央大学においては教員の人事の自治は保障され、従って、その研究・教育の自由は十分に保障されているのである。研教審のいう「学校法人権力」とか「校友圧力」とかいうものは本学には存在し得ない。

私立大学においては、これを設置する法人が社会に対してその大学の全責任を負っていることはいう迄もない。外部からの圧力により、もし、中央大学における教育と研究の自由が脅かされるという事態が発生した時に、これを阻止し擁護するものが学校法人であり、総長はその際は法人における教学面の担当者として必要不可欠の存在となるに違いない。総長は、全教職員と全学員の総意に基づいて支持されている社会的な存在だからである。

(7) 総長は法人の機関であり内部的に見れば教学担当の理事ともいべき存在であって、理事会と学長との間の調整的機能を果たす役割を担っている。学長を職務上の理事とすることによっては必ずしも実現し得ない事柄もこれによって解決し得ることが期待できるし、且つ可能である。総長の学長に対する教学面での「統理」はあくまで一般的指導監督に止まり、具体的な指導監督ではない。

二、役員に関する事項

(一) 理事の定員

- (1) 現行基本規定第十条の理事の定員「八名以上十三名以内」を十五名以内と改める必要はない。
- (2) 定員を十五名以内と改めて第十二条に定める職務上の理事に学部長、事務局長を加えることには反対である。
- (3) 第十四条に定める事業理事を廃止し、常任理事を複数にすべきである。

(理由)

(1) 現行基本規定によれば理事の定員の上限は十三名であり、これに職務上の理事たる総長、学長を加えれば十五名となる。総長が空席の現状でも十四名である。

社会機構の複雑多様化に伴い、規模拡大の一途を辿る大学において、法人の一切の業務を執行する理事会の構成員としての理事の職責は今後益々重くなることが予想され、それだけに評議員とは異なり、理事の数は少数精鋭主義により責任体制の確立を図ることが望ましい。

(2) 現行基本規定第十二条によれば、総長、学長は職務上の理事である。私立学校法第三十八条第一項第一号に規定されているものと趣旨であり、同条の立法趣旨が学校法人の教育面と経営面の調和をはかったものと解されていることからみても妥当である。このことは現行基本規定が教学面と法人の経営面の調和のために職務上の理事とすべきものは総長と学長で充分であるとの立場を採ったことを意味する。もちろん学部長、事務局長が理事に選任せられることはなんら差支えないのであるが、それは学校法人の機関としての評議員会が、その立場において理事として適任であるとして選任した場合に限られるものである。

学部長の選任は教学の問題であり、教授会に任されているのであって、教授会の多数の意向が学部長により法人の経営に責任をもつ理事会に反映されることも望ましいことではある。しかし、このためには基本規定第二十条第三項において、学部長らの理事会出席と、意見表明の機会が与えられているのであって、教学の担当者としての立場と、法人の役員としてその管理運営の責任を有する理事としての立場とは全く異質のものである。

中央大学の現状は学部長の全員が理事に選任されている。これは学園紛争という異常な状況下においてはやむを得ない措置であったとしても、恒久的な制度としてこれを認めることは妥当ではない。

学部長に選任せられるほどの教授は学者としても優秀な筈であるから、法人としては経営面の雑事から開放され研究と教育に専念し、立派な学問的業績を挙げる方向に努力されることを期待したい。

(3) 事業理事が学校法人の収益事業について、法人を代表し、単独で業務を執行することは独断専行の弊害を生じ易く、この制度は廃止すべきである。

また常任理事についてもこれを複数とし、総務、経理（財務）、管理、収益事業など担任を定めるとともに、常任理事会制を設けて機動性と慎重性との調和を図るべきである。

三、 理事会に関する事項

現行基本規定第二十三条第三項は改正する必要がない。

(理由)

前記のように学部長らを職務上の理事に加えないので、その必要を認めないからである。

四、評議員会に関する事項

(一) 選任評議員の定数について

現行基本規定どおり二百名以内とすべきである。

(理由)

(1) 私立学校法第四十一条は「学校法人に評議員会を置く」「評議員会は理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもって組織する」とし、同法第四十四条は評議員となる者として当該学校の職員と当該学校法人の設置する私立学校の卒業生とをもって二本の柱としている。これは私立学校の特性にかんがみ、当該学校法人の管理運営についての職員(教職員)と卒業生(学員)との関係に相応の配慮をしていることを示すものである。

(2) このような法律の体裁の上からばかりでなく、私立大学においては前にも述べたとおりそれぞれの建学の精神に基づく独自の伝統とカラーがあるものであり、学生も受験生もこの独自の伝統の下にある大学のカラーと、それに対する社会的評価を慕って集ってきたものであるし、卒業生即ち学員もこの建学の精神と伝統の下に後輩を指導育成し、母校の興隆に寄与するため自己犠牲的精神の下に奉仕してきたのである。この意味において学生と学員とは共通の同質的意識を有するのであり、これがまた私学の伝統の形成に役立つのである。

大学において教員、職員、学生の三者が不可欠の構成員であることは勿論であるが、しかし大学での自由な研究、教育活動に参加するのはこの三者のみであると規定するのは、少くとも私立大学においては妥当しない。即ちこの思考は私立大学においては学員、学生、ひいては入学志望者が右のような共通の意識の下に一体となって

当該私立大学の伝統と社会的評価を支えているという事実を無視するものである。このことは既成の理論や権威にとらわれずに自由な批判や創造を行う能力を培うことを学生に期待することとはなんら矛盾するものではない。

(3) 中央大学が現に全国二十四万人をこえる学員を擁する大世帯となった以上、各層、各地域の学員の母校の健全な発展的運営についての関心と声を可及的に広く求め、これを正しく結集する途を講ずることは一私立大学としての発展のため必要であるばかりではなく、公共性をもった社会的存立としての義務でもある。かかる必要を充たし義務を遂行する途は学員評議員の可及的拡大しかあり得ない。

(4) 選任評議員の定数を百名以内に減少させるという改正案の支持者は、おおむね次の各点をそのよりどころとするようである。

(イ) 現行の二百名やそれ以上の員数では実質審議もできず、責任も果し得ない。

(ロ) 他の私立大学では百名前後又はそれ以下の員数にしており、これらとの比較上世間相場からいっても多すぎることは好ましくない。

(ハ) 私立学校法第四十一条第二項は評議員の数につき理事の定数の二倍をこえる数と定めているところからも法律は二百名という多数は予想していない。

しかしながらこれは必ずしも現行二百名を減員すべきであるとする実質的理由とはなり得ないものである。すなわち、(イ)については決議機関であって二百名又はそれ以上の構成員を擁するにかかわらず実質的な審議を行い、且つまた責任をもっている例は国会、地方議会等その例は少なくない。このように数が多いことのみを以て実質審議や責任を果し得ないとする議論は一般的でなく、また百名であればその点で効果が異質的に変わってくるという保証もない点で妥当でない。現行の評議員会の審議の在り方について改善を図り、より実質的な審議を目指すならば、現行基本規定第三十四条を活用して評議員会がその権限に属する事項を十分に審議させる委員会を分

科別に設け、各分科会毎に少数の専門的委員によって実質的審議を尽くすことを期待することが本来の筋道である。(この点関西大学が評議員会に設置する委員会として、総務、人事、財政、学事、給与厚生各委員会を置いておくことは参考とならう。)この場合の、委員会ないし分科会は、あくまでも評議員会の下部組織であつて、その管掌し審議した事項はすべて全体の評議員会において承認を得べきことは当然である。かつて評議員会内に設置されたことのある常置委員会につき、その権限や設置の趣旨等について論議を生じたことがあつたが、そのよ
うな過去の事実があつたからといって、そのことによりこの問題につき消極的な態度を採ることは誤りである。
(ロ)について他大学の評議員の員数がより理想的であつてそれに合わせなければならぬとする合理的な根拠は見当らない。

(ハ)の理由は実質的な理由とはいえず、また私立学校法第四十一条第三項の立法趣旨にも則つておらず、形式的に見ても首肯し難い理由である。何故ならば、同法第三十五条第一項は理事の数につき五名以上と規定するのみで上限を定めておらず、第四十二条第二項は評議員の数を右の理事の数の二倍をこえる数とするだけであつて、これらの規定から百名以内でなければならぬとか、二百名であつてはならないとする結論を導くことは論理的に困難である。

(二) 選任評議員の構成ならびに選任方法について

- (1) 評議員会を教職員とそれ以外の学員評議員との同数により構成するものとする案には反対である。
- (2) 現行基本規定第二十八条第二項中「第一号の員数と合算して」の部分削除すべきである。
- (3) その余は現段階では現行基本規定を改正する必要はない。

(理由)

- (1) 評議員の定数につき二百名以内とする案を支持する理由として掲げた前記(1)(2)の事情のほか、私立大学の

もつ特色は、国や地方公共団体によって設置されるのではなく、学校法人により設置されたものである点である。この法人の業務に関し、理事会と評議員会は表裏一体となつてその意思決定や執行を分担し合うのであるが、これらの機関はこの法人により設置される私立大学の教職員と本質的に立場を異にするものである。すなわち後者は大学からの収入に依存しているもので、例えば、理事会、評議員会の予算問題の審議等につき利害の対立する場面もあり得るのであつて、教職員が法人の決議機関である評議員会に多数を占め、評議員会の意思決定を左右するが如き事態を生ずることは許さるべきではない。

(2) 法人の管理、運営につき教学の意見を最大限に反映させる必要性については決してこれを軽視するものではないが、その手段は学長が職務上の理事となり、また学部長が各教授会の主宰者としての行政的手腕によつて学側の意向をまとめ、各学部毎の立場において理事会に出席して意見を述べる機会を確保すること、さらには評議員会に半数には満たないまでも一定数の教職員たる評議員を送りこむこと等の現行基本規定下で認められる範囲内の手段によつて充分その目的を達し得るのである。

他の私立大学においても教職員たる評議員と、学员たる評議員とを同数とすることを原則とする例は少なく、むしろ学员たる評議員や学識経験者および功労者たる評議員の数を教員たる評議員より多くしているのが実情である。

(3) 選任評議員の任期、推薦方法、選任基準については今後充分検討し、その改善を図るべきである。

(4) 現行基本規定第二十八条は評議員銓衡委員会の構成について規定している。これによれば、理事三名（一号委員）、教員十名（二号委員）、職員三名（三号委員）、評議員会議長一名（四号委員）と計十七名が確定され、右の者および職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干名（五号委員）としてその数は確定されていない。しかも同条第二項によれば、五号委員の数は第一号の員数と合算して二号および三号委員の合計と同数とす

るとされ、結局十名が予定されている。もともとこの規定は、理事は學員より選任されるものとの想定の下に制定されたもので、教学側と學員側との銓衡委員を同数とし、評議員会議長はその員数外にあって可否同数のときその可否を決するしくみとなっているのである。ところが現在のようになんか教学出身の理事が選任されることとなると、この均衡は破れ、常に教学側が多数を制する結果となるのであって甚だ妥当を欠く。そこで理事は評議員会議長と共に全学的立場で中正公平な評決をするものとして、第二十八条第二項の「第一号の委員と合算して」を削除し、五号委員の数を二号および三号委員の数と同数とすべきである。

(三) 評議員会の議決事項について

(1) 基本規定第三十三条の評議員会の議決事項から、第三号、第五号および第六号を削除することには賛成であるが、第四号を削除してこれを諮問事項とすることには反対である。

(2) 同条第六号を諮問事項とすることには賛成である。

(理由)

(1) 現行評議員会の議決機関たる性質を明確に残す必要があることは前項までの理由中で指摘したとおりであつて、その趣旨を徹底するためにも現行の議決事項を理事会の権限に移行させることは最小限度に止むべきである。

(2) 第四号「この法人の業務に関する重要な規定の制定または改廃」を議決事項から削除する理由はない。「重要な規則」であるか否かの判定を理事会に委ねるならば実際の運用上も煩瑣に至ることはない。

以上三つの事項について意見を開陳したが、その余の事項については将来の機会に譲ることとした。以上

富田喜作さんの思い出

大塚喜一郎

富田喜作先生逝かれて、はや四年余の歴月が過ぎた。しかし、わたくしの胸には、その生前のあれこれが、昨日のように焼きつけられている。というのは、わたくしは、昭和一〇年一〇月、同学の大先輩堀江専一郎先生（元一弁会長・法博）の事務所で、弁護士業務の見習を始めたとき、事務所の先輩としての「富田さん」を知り、それから三〇年余の温かい交友が続けられたからである。というわけで、「富田さん」とよぶほうが、実感が出てくるので、ここでは敢えて、そう呼ばして貰うこととする。

富田さんの弁護士登録は、昭和二年五月一三日であって、わたくしが堀江事務所にはいった昭和一〇年一二月には、既に独立していた。というのは、彼は、その頃から、政治に志し、後年の国政参加を目ざして着々準備を進めていたからである。その一歩として、彼は、昭和一二年五月の東京市議会議員選挙に立候補したが、そのときの渋谷公会堂の演説会にわたくしは出むいて、彼の若武者ぶりの熱演をきいた。そのとき同郷の大先輩・永井柳太郎先生（現文相の父君）が、応援演説をされた。あの美文調の華麗な演説は、現代には通じないが、当時は一世を風靡したもので、今だに、わたくしの耳に残っている。と同時に、この代表的政治家が、無名の青年のために時間をさかれたことは、彼が富田青年の将来を見込んでいたためであろうことも、見逃がせない思い出である。

中大時代の富田さんは、辞達学会の雄で、三木武夫さん（現首相）、堂野達也さん（現日弁連会長）、大久保

伝蔵さん（元山形市長）らとともに、遊説して歩いたものである。三木さんは、三七年余の政治苦闘を続けて、今や、ミスタークリニングとして華々しい舞台に躍り出たが、富田さんは、幽明境を異にして、かつての同志の英姿を見まもっていることであろう。富田さんが政界に出んとして、事志と違った原因の一つは、戦後占領政策による政治パージにより、政界進出が一步遅れたことによるであろう。一步の遅れが、二歩、三歩の遅れにつながったわけである。もし、チャンスと寿命が彼に幸いしたならば、今頃は、三木さんのように、中央政界の雄として活躍していられることであろう。

昭和二五年、第一東京弁護士会の有志が集まって清風会を結成したが、富田さんは、その初代の幹事長役をやられ、わたくしは、その驥尾に附して下働きをしたものである。大山菊治さんは、その代表者格として、当時より、同志の尊敬を集められていた。後年、中大法曹会が結成され、同会の二代目幹事長は一弁から、ということ、大山さんが昭和三四年度幹事長になられ、その次の一弁当番のときに富田さんが昭和四〇年度幹事長になられた。昭和四六年またまた中大法曹会の世話役が一弁に廻ってきて、両先輩が、わたくしに幹事長をやれと奨められ、お引きうけした。想えば、富田さんは、清風会、一弁、中大法曹会をつうじて、大山さんの弟分であり、同時に、わたくしの兄貴分であったわけである。

富田さんは、パージ解除後、総選挙毎に郷里の石川二区から立候補したが、成功しなかった。その何回目かの昭和三五一年一月総選挙のときは、前回の実績によって当選する可能性があるかと期待されたが、今度は応援にいつてやろうということで、江川六兵衛さんと二人で選挙応援に行ったことがある。石川二区の地域は、能登半島一円であって、奥能登にある富田さんの生家（石川県珠洲郡内浦町字松波）に泊めて貰った。奥能登は、風光明媚なところで、その田園風景は、およそ、血なまぐさい選挙とは、かけはなれた雰囲気であった。こんなところで育った富田さんが、どうして政治という荒々しい生活にかけたのであろうか。彼の生家は、静かなただずまいを見せる平凡

な田舎家であったが、わたくしがいったときは、その藁葺屋根が荒れはてていた。富田さんのお母さんに「屋根の修理をしなくては……」といったら、お母さんは「喜作が当選したら修理して貰いますよ」と笑っていられた。朴訥な老母の顔に、富田さんの根強い人柄をかいまみたことである。

晩年の富田さんは、政治志望から足を洗って、弁護士業務に専念せられ、かたわら、一弁会長、中大理事、法務省公安審査委員などを歴任された。こうした晩年の富田さんは、奥さんの優子さんと二人で静かに過されたように思われる。大山さんの日弁連会長選挙のときの地方弁護士会廻りのとき、また、日弁連の地方の催しがあるときには必ずといっていいほど奥さんを同行された。付き添う奥さんも富田さんの波乱の半生を洗い落としたように楽しそうであった。ここにも、人間富田さんの一面をかいまみる思いをしたことである。

— 昭五〇・一・二〇 —

提

言

清水 繁 一

中央大学法曹会には現在、私を含めて二十名の顧問がある。

元来顧問という名称にはいろいろな意味があるので一概には言えないが、大体においては或団体の長老であり、その団体の創始、運営等に格別貢献し先達として団体員全部から尊敬推戴する存在の様に考える。

だから顧問なるものは極めて貴重であり、そう沢山あるものでない。

尤もわが法曹会々員諸氏は他の団体員と異り、みな一定レベル以上の人達ばかりであって、他の団体でならばその会員が顧問たるに価する人達ではあるうが、その優秀な人の集りであるわが法曹会の顧問には更に更に傑出した徳望経歴を備えた人を選ぶべきであり、その観点からわが会では聊か顧問を粗製とは言わぬが濫造の傾向がありはしないだろうか。

かつて古く本会創始時代に私が庶務（今の事務局長のような仕事）を担当していた頃、始めて林頼三郎先生を顧問に推戴したのであるが、その後岡弁良氏が初代幹事長として数年間在任し、その間に学会の職域第一号の法曹会支部結成など顕著な功績があったので顧問に推薦されたが、それが先例となり、幹事長経歴者は全部顧問に、又いつの頃からか大学当局者、司法関係要路者及びその経歴者も片端しから顧問に推薦することになり、現在のうちに多数になって了った。此の調子で行けば多士済々のわが法曹会のこと故、今後顧問の数がどれだけ増えることや

ら。

顧問の数がどれだけ増えてもよいと言うのであれば兎に角、然うでなければこの辺で一考してはどうだろうか？

そこで私に一案がある。というのは先般の総会で会則の一部が改正されて参与制度が設けられたので、これを活用し、現在の顧問全部が一ト先ず参与になって頂き、その上で更めて前記の様な役職等に拘らず、真に顧問として全会員が讃仰し且つ対外的にも声価の高い方を顧問に推戴してはどうであろう。

敢えて愚見を呈して会員諸彦の御一考を煩わす次第である。

因に、顧問の数が多過ぎると考えている私が、過般の総会で顧問に推薦され、その器でないことを熟知しながら唯々としてこれをお受けしたのは、右の如き提言を、外部よりするより、顧問中よりする方が適切であると考えたからに他ならないことを申添えて置く。

中大法曹会に望むこと

東 弁 安 藤 章

私は松井執行部の東弁選出事務局次長を二年間経験した。その経験と昭和四四年の中大法曹会の刷新―会則改正等に参加した一人として、その立場からこれからの法曹会に二・三の希望を申し述べたい。

中大法曹会の刷新―会則改正

昭和四三年から四四年にかけて展開された刷新運動は若手法曹から主張されたものでありその意図するところは、それまでの中大法曹会が一部有力法曹のみによって恣意的に運営されていた状況を改革し、会員みんなの総意にもとづき、民主的に運営すべしというものであった。この刷新運動は、昭和四三年春の総会で議論され昭和四四年春の総会において会則を全面的に改正すること（現行会則）でひとつの結実を見たのである。

会則改正の主なものは、①本会の目的が中央大学の興隆と司法の発展に寄与するものであるとされたこと、②役員として幹事長・副幹事長・常任幹事・幹事・会計監事をおき、機関として常任幹事会及び幹事会を設け、幹事長は常任幹事会を少くとも年四回以上、幹事会を年二回以上それぞれ開かねばならないものとし各機関について、少数招集請求制度をとりいれたこと、③委員会制度を創設したこと、④会の財政は会費・寄付金・その他の収入をもつて賄うものと明定したこと、などがあげられる。そのひとつひとつは相互に関連し、刷新の眼目である民主的運営の実現への基盤となるものであって、重要な意義をもつものであった。

眞の刷新のための三つの課題

現行会則は刷新運動の担い手であった若手法曹と先輩法曹との協力により成ったものである。この新しい機構は民主的運営が制度的に確保されているものであるから、その運営のよろしきを得れば、期待される新進気鋭の中大法曹が積極的に参加するものと私は考えていた。ところが新体制の実現後数年を経た現在、いくつかの課題が生じてきているように思う。

第一の課題は、機関のメンバーの「常連化」が目立つことである。中大法曹会が魅力ある活動を展開すれば、新しい法曹が関心を持ち活動に積極的に参加するようになるだろうし、またそういう活動を展開する上でも先輩法曹が幹事選出にあたり後輩法曹を積極的に受け入れる努力をする必要があると思う。

後輩法曹の積極的参加を得て組織の拡大を実現することは、今の中大法曹会にとって会活動を活発にするためにも、また会財政確立の上からも、実現しなければならぬ課題であると思う。

第二の課題は、中大評議員の推せん問題である。この問題解決は中大法曹会が避けて通ることができない宿命的課題であろう。

この問題は一度評議員に就任すると、その者が死去しない限りあらたな者が評議員に就任することができず、事実上の終身制の感があり、人事の「マンネリ化」はその極に達している。私はこの「マンネリ化」が中大法曹会の「常連化」を招来させ、新しい会員の積極的参加を阻害せしめ、中大法曹会の発展を妨げていると思う。松井執行部が強い関心をもってこの「マンネリ化」を改善しようとしたが、その壁は予想以上に固く、その改善は非常に困難であることを思い知らされた。

この問題は評議員の任にある先輩会員の理解と協力を得る以外、方法はないのであるが、そのためには中大法曹会としては機会ある毎に討議する必要がある。このように考えてくると先輩会員と後輩会員の意思疎通が大切であ

り、中大法曹会の役割は重大である。

松井執行部は、昭和五〇年二月の幹事会において人事推せん委員会の設置を決め、人事問題と取組むことになったが、私はその成果を期待したい。

第三の課題は財政の確立である。中大法曹会は現在、幹事長の寄付と各種の会合の際、その出席者から徴収している会費が財源の全てであるが、このような実態は極めて不健全である。会の財政は全ての会員が負担し、全会員の支払うべき会費をもって賄うべきである。松井執行部はこの点でも、昨年一月東弁の小池金市先生を委員長とする財政確立委員会において論議をお願いした。しかし、右委員会は、現状では会員から会費を徴集することは極めて困難であり、顧問・参与・幹事・常任幹事および会員の一部から会費を徴収すべしとされ、中大法曹会の現状は全会員の負担による財政確立の実現にはきびしいものがある。会財政を確立するにも前述の人事問題の解決、幹事・常任幹事の「常連化」を排し、新しい法曹が本会の活動にどんどん参加できるように、もっと積極的に取組まなければならぬと痛感させられる。

“學員主權論”への反省

本 間 崇

母校中大の基本規定（寄付行為）の改定の是非が論じられはじめから既に久しい。

検討委員会とか、そのまた小委員会とかが置かれて何度も議論が繰返されているようである。中大法曹会の大学問題特別委の一メンバーとして、法曹会側の意見をまとめるお手伝いをするべく、検討委員会等の議事録を拝見していて、つくづく感じたことがある。

それは、教職員側の意見と学员側の意見の対立は、議論によって解決する対立ではなさそうだということである。もっとも、そうはいつでも、お互いインテリの集りなのだから、表面上は法律論、制度論、はては憲法論議まで丁発止とたたかわすことによって何らかの結論を導びいた体裁をとらなければ格好がつかない。そこで、検討委員会小委員会報告書（47・6・29付）に対して、法曹会からも長文の意見書（49・7）を出せば、教員評議員からもこれに対する反駁の意見書（49・9）が出されるといふ具合である。しかし、総長の在統廃止をめぐる議論一つをとってみても、学問の自由の意義や、私立学校法や学校教育法の条文の解釈を繰返してみたとところで、何ら相手を説得することにはならない。また、私立大学の伝統や学風の独自性の意義を強調して、社会的評価の維持向上のために、中大の象徴的役割を総長に期待するといってみても、聊か、ひとりよがりの感じが残らないでもない。それも、“質実剛健”と“家族的情味”という懐かしい中大カラーが、今となってはすっかり色褪せてしまったから

であろうか。或はまた、昔よくみられたようなカリスマ的な個人の存在に、私学のシンボルを見出すという大学観が、もはや、朽ち果ててしまったからであろうか。

いずれにせよ、両者の見解の対立は、形式論議では収まらない深刻かつ根深いものがあるかの如くである。

ところで、両者の対立の根底にあるものは、つきつめれば、「学員主権論」の是非をめぐる伝統的、制度的、且つ感情的な対立であるように思われる。

法人の議決機関である評議員会の半数を教職員側で占めようという教学側の主張に対し、「とんでもないことだ」といって絶対反対を唱える学員側の論拠は、「大学の自治は教学側の手で。学校法人の運営は学員の手で」という「信念」に支えられている。この「信念」に対して、真向から提起されている疑問が、学員主権否定論にほかならない。私立学校法人の運営は、何故に、学員つまり卒業生の手で行われなければならないのかという素朴な疑問に対して、「卒業生の方が愛校心の故に熱心だから：」というだけではいささか物足りない。教職員の大多数が同時に卒業生でもあるという現実は、いささか問題をややこしくさせる。「教職員は法人の雇傭者であるが、学員はそうではなく、法人の外にあって自力で生計を立てているから：」という議論は、雇傭者が、現行制度下でも、多数、評議員会や理事会に席をおいているという実状に照らすならば、いささか迫力を欠く議論となってしまう。雇われる者が、使用者たる法人の意思決定やそれへの諮問に参画すること自体に、既に一貫性がないからである。しかし、雇傭者が、使用者たる法人の機関の過半数を占めることは、それ自体矛盾であるといふことはいえそうである。しかしながら、この議論に対しては、それでは何故に、逆に、学員が、その過半数でなければならないのかという反論が用意されている。

昭和四九年七月一日の「学校法人中央大学基本規定（寄付行為）検討委員会」の席上、オブザーバーとして出席した法曹会側の意見表明に対して、教学側を実質的に代表して学長の戸田修三委員から発せられた疑問は、まさにこの点を鋭くついたものであった。法曹会側のこの点に対しての釈明はなされないうまま、その日の「公聴会」の質疑応答は打切られたのである。

私は、その答は一つしかないと思った。

學員が過半数でなければならぬという論理必然性は、確かに、ない。しかし、庸備者である教職員で「過半数」を占めることが不当である以上、それ以外の立場の人によって「過半数」が占められなければならない。そうとすれば、他学の出身者が、評議員や理事者の適任者として必ずしも多数はいない以上は、いきおい學員が「教職員以外の者」としての「資格」において、理事会や評議員会の過半数を占めるべきことが、制度上要請されるのである。

この意味において、「學員主権否定論」は誤っている。その結果として、「學員主権論」が合理性を帯びて来るといえるのではないだろうか。

しかし、問題は、どちらが「主権者」かということではない筈である。今後、実質上の一流大学の座を「大学中央」が占めて行ける為には、いかなる形態で法人を組織し運営して行かなければならないかにある。

関係各位の一人一人がこの点に深く思いをいたすならば、教職員は、自然と学問の場や自己の職場へ引き返すであらうし、學員は、学校法人の各機関の役職を自分個人の肩書きの為の名譽職視したり、「出世」の踏み台とすることもなくなる筈である。また、教員を、後輩に対するよき教育者として且つよき学者として尊敬し、大切にす

風潮が生れる日が来るのも遠くはない筈である。

*

*

中大法曹会が、その底辺を拡大するために、会則を改正して自ら脱皮を試みてから、早や、六年になる。その時の改革の心構えは、母校が難局にある時、なるべく多数の学員の声を結集し、一人一人の学員たる法曹が、組織的に支援できるための「開かれたサロン」として中大法曹会が機能することを目指した筈である。

いま、初心に立ち帰って、本会の現状をみつめる時、一般会員からの年会費の徴集すら実現することなく来た現実を眼前にして、「学員主権論」が何となく孤独な影を投じている様な気がした。

(一九五〇年二月)

中大法曹会の使命

中 津 靖 夫

中央大学法曹会の目的は、中大の興隆に寄与することにある。（会則第二条）

中大法曹会はどの様にして、中大の興隆に寄与したらいいのであろうか？ 財政的に寄与することは、いうは易く行いは難しである。明日にでもできることが一つある。それは中大の法学部学生のレベルアップに力を貸すことである。私の考えているのは、先ず司法修習生を中心として、中大出身の若手法曹が、中大法学部学生三〇名単位の一グループのチューターになることである。自らの学生時代に想いをいたし各チューターは、学生の良き見貴分或は姉貴分として、学問的に或は人生的に、真の相談相手となると思われます。私が在学時代（昭和三二年～昭和三六年）最も淋しかったのは、マンモス大学なるが故に教授との人的交流の方法がなかったことである。教授或は助教は、授業が終ると、そそくさと姿を消す。私は幸い級友にめぐまれ、又学研連の玉成会に、三年生の秋所属したことから、右の淋しさをまぎらわす方法があったが、そうでなかったら、中大を卒業したとはいうものの、学校への愛着など少しも持てなかったに違いない。中大の同級生、玉成会の先輩、友人、後輩が、今の私を中大に結びつけてくれるのである。しかるべきチューターを中心として、人間関係が形成されれば中大法学部の学生の学力は向上し、そこに生れる人間関係は、将来中央大学を、支える力となることを、私は疑わないのです。

次に、中央大学は、法科の中央といわれながら、法律相談室がありません。これは中大法曹会が、力を貸せば、

明日にでも可能であり、この施設は、中大に対する評価を高からしめるに違いありません。大学は世間との結びつきを大事にしなければならぬと思うのです。

右の二つの制度に付、中大法曹会が力を貸せば、中大の興隆に寄与するばかりでなく、中大法曹会の力も飛躍的に増大すると思われれます。というのは、現在の中大法曹会は、幹事一〇〇名を中心とした、懇親グループの観があり、所謂若手の結集に欠けるところが、その力を充分に發揮できない最も大きな原因であると思われれます。若き中大法曹の大半は、中大法曹会の存在さえ知らないといっても過言ではないと思いますが、私のいう先述二つの制度は、若き法曹を、中大法曹会に結びつける紐帯となるものだからです。

そしてこの制度は、費用も大してかからないと思うのです。司法修習生を中心として運用するのですから、その奉仕を期待できます。そして、この制度は、司法修習生自身の勉学にも、多大の貢献をすると思われ、正に一石四鳥の制度だと思ふのですが、如何でしょうか？

長い一日

弁護士 市橋千鶴子

昭和四九年の年の瀬もおしつまった一二月二二日正午、評議員の大学への連絡バス二号車は約三・四〇名の学生に包围され、その中の数名はバスに乗り込み、携帯マイクで車内の空気も割れんばかりにアジ演説を始め、大学職員の見通しにも応ぜず、さらに続いて乗り込もうとする学生と職員との乗せろ、降りろの騒ぎで一時は発車の見通しも覚束かない状況となった。

これらの学生は武器こそ携帯はしていなかったが、乗車中の評議員に対し、学費値上げの白紙撤回と経理の全面公開および多摩校地移転計画の全面撤回ならびに学生との団交に応ぜよと迫るもので、その言動は衆をたのみ、聴く者に肉体的苦痛を与えるばかりでなく、その意見の内容や配布されたパンフレットにも、一部には肯定すべき点もないではないが、全体として論理の飛躍があり独善的で、相手に対し理解や同調を求める種のものでは到底なかった。

私は、最前列に坐って頭上に降りかかる高音のアジを聞きながら見た、年若い女子学生の、紅潮した興奮と陶醉の表情に彼女のための危険を感じて暗膽とした気持になり、やがて遠く機動隊出動のサイレンの音が聞えると、素早く波が引くように引揚げてゆく若者たちの後姿に、これが次の社会を背う世代の一部の姿なのだと思われ、心も閉ざされる思いがした。

しかし評議員会の席上で戸田学長からの、同年一二月から実施されることに決定した第一回「法職特別コース」受講の希望者が、予定人員の倍に達し、申込当日は午前四時からの学生の行列で受付開始後またたく間に定員に達したとの報告に、法科の中大の伝統の底辺はまだ厚く、いわゆる中味のよい講義の機会を求めてやまない多数の学生の存在を知って、私の胸はふたたび開かれ、昨今の司法試験合格率の不振に、漸く大学側で対策を講じられるに至ったことは、私ども学研連出身の学員にとってもこの上ない朗報であった。

この日の評議員会は、私にとって評議員としての初の出席である。

何といっても多摩校地施設建設予算基本計画案に関する第三号議案は、施設建設費約五〇〇億の捻出のために、本校校舎敷地ならびに工学部敷地を除く殆ど全不動産を売却し、さらに不足推定額一六二億の資金調達を必要とする大学創設以来の一大緊急事態である。

渋谷理事長および崎田常任理事からは、この機に多摩校地移転計画を予定通り実施せずして狭隘の駿ヶ台校地に固執しているかぎり、中大は二流・三流の大学に下落すること火を見るより明らかである。大勇断をもって多摩移転案の遂行に邁進する以外に大学の進むべき道はないとの切々たる提案説明があり、この大事業の企画ならびに遂行責任を負われる現理事者の苦衷はさぞかしと心から拝察されたが、その決定を迫られる評議員側としても誰しもが、この未曾有の大学の危機に遭遇し、現在の経済界を背景とするこの壮大な計画の実現に不安感を抱かぬものは一人もあるまいと思われた。

理事者は、不足財源は首都圏の既成市街地よりの移転に対する国の補助および私学振興財団を通じての貸付ならびに市中銀行の低利貸付によって調達するとの説明をされたが、現時の金融状態では、市中銀行の低利貸付は容易ならぬものであり、私学振興財団の融資についても、本島同財団理事長のご説明によると、前例としては五〇億円が最高であり、それを上回る融資は容易ならぬ困難がともなうのご意見であった。

国会白門会の諸先輩が、超党派で全面的に協力をされる旨確約されたことはまことに力強いかぎりであったが、これが私の杞憂にすぎなければ何より幸いであるが、巨額の国庫補助の見返りとして、本校校舎敷地の公共利用への提供の要求の虞れはまったく皆無なのであるうか。

あらためて、駿ヶ台の周囲を見渡すと、日大にしても明大にしても、全学移転を執行せざるを得ない窮地に追いこまれた大学はわが母校を除いては他にない。

私学の運営資金が、学費や学生の父兄への負担金に大きく比重がかけられる従来の国の文教政策自体が、大きく修正される必要のあることはともかくとして、各私学ではそれぞれ工夫を凝らして、教学側は学生の質の向上に腐心し、理事者側は学費以外の収益を別途確保して赤字財政を克服していると仄聞している。

何故わが母校が、法科の中大の伝統を漸次失墜し、現状のままでは二流、三流の大学になり下る現象を招き、現理事者に今日の苦衷を味わせるに至ったか、その諸悪の根源を私ども学員も充分に解明し、大学百年の計を樹てるこのときにあたり、前轍を踏まぬ万全の配慮が要請されるとともに、この危急時には全学を挙げて目的遂行への智慧と力を寄せあう必要にせまられていると思うのである。

その姿勢がなければわが学員会とても、批判と追究に明け暮れるデモ学生と大差のない結果となり果てよう。

評議員一年生の私の初出席は、このようにしてデモ学生の洗礼にはじまり、重大議題の決定に至るまで、荻山評議員議長の水も洩らさぬ議事進行のもとに、息づまる緊張感に終始した、長い長い一日であった。

弁護士のおからの手紙

弁護士 深 沢 隆 之

私は、昨年四月、憧れの弁護士バッヂを胸につけることを許された弁護士の卵です。事務所の所長先生は、まだ一人前に扱ってくれませんが、それでも依頼者の多くは、私に対して真剣に事件の事情を語り、信頼して事件の結論に期待を寄せてくれています。今更のように、弁護士の責務の重要さを痛感している毎日です。

ところが、近頃になって、遠く幼い頃、私の脳裡で憧れ畏敬した弁護士像と現実の弁護士先生達のイメージにかなり喰い違いを感じるようになって、正直なところ、私は、かなりのとまどいを感じるようになりました。

子供じめた書生論と一笑に付されるかも知れませんが、私自身も一人前の弁護士になって省みて赤面せねばならないような考えかも知れませんが、感じたままを綴って先輩諸先生の御意見を伺いたいのです。

喰い違いの第一点は、弁護士に寄せる社会大衆の信頼度についてです。法曹三者の中で弁護士が低く評価されていると感じはじめたのは私の僻目なんでしょうか。

修習生の頃、或る評論家が法曹三者に対する国民の信頼度の調査結果について講演しました。それによると、裁判官、検察官に対する信頼度は、ほぼ同程度で、しかも相当高い数値を示すとのことですが、弁護士に対するそれは格段に低いとのことでした。当時任官予定であった私にとっては、むしろ快よい感で聞きましたが、事情が変わって弁護士登録してみると今更のように実感として思い起します。そのような報告がなされること自体、弁護士に

とっては重大事であればならないと思うようになりました。「弁護士は、権力に対抗する大衆の味方である」などと云われながら、その言葉とは裏腹に、社会大衆の真の信頼は、裁判官、検察官にあるということは、一体、何故なのでしょう。勿論、それは日本人の国民性にも由来することでしょうし、近時のマスコミのせいかも知れません。しかし、戦後三〇年を経た現在、あなたがちそればかりのせいにする訳にいかないような気がするのです。

それはそうとして、弁護士自身がその評価を甘受するかのような姿勢を示し、裁判官、検察官に対し、卑屈にさえ見える立居振舞をするのは何とも合点がいかないのです。しかも、私の眼には、高年令の、私共若輩にとって先輩である先生方にその傾向が強いように思えてならないのです。先輩弁護士は、法廷における裁判官とのやりとりに際し、どうしても簡単に判事の意向に添う結論に従い、判事と妥協するのでしょうか。私にとって、そのような弁護士の姿は、法廷における弁護士の行動に対し、常に一般市民の信頼の目が注がれているということを忘れたなされ方としか思えないのです。

近時、若手弁護士と云われている人達が、殊更に、裁判所との対立を引起こしているやに聞きますが、それは、彼等なりの使命感と共に、卑屈な大先輩の訴訟態度に対する反撥がそうさせる要因を作っていると云ったら、云い過ぎでしょうか。

こういう話を聞きました。或る裁判官が子供から「裁判官と検査官と弁護士とは、どれが一番偉いの」と問われたそうです。直ちに、「それは裁判官だよ」ということもできたし、「皆同じように偉いのだよ」と逃げることもできたでしょう。しかし、その裁判官は、即答しないで、二三日考えた末、「やっぱり裁判官だ」と答えたそうです。私はなぜかこの裁判官を非常に尊敬するのです。

弁護士の卵でしかない私にとって、一人前の弁護士としての立派な見識など持ち合せようもありません。だからこそ、私共卵は、先輩先生方に対してそれを期待するのです。

それと同時に、一般市民が少なくとも裁判官、検察官と同等に弁護士を評価するようになるには弁護士はどうすればいいのかを教えていただきたいのです。先輩弁護士があれ程裁判官、検察官に低姿勢であらねばならないのは、それなりの合理的理由があるのでしょうか。あるのであれば、どうか私にもそれを教えてほしいのです。

中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 二名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六條 幹事及び会計監事は總會において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七條 役員任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八條 本會に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本會の管理運営につき随時その諮問に應えるほか幹事會または常任幹事會に出席して意見を述べることができる。

第九條 幹事長は本會を代表し会務を掌理し、中央大學學員會の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事會及び常任幹事會を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。会計監事は本會の會計を監査するものとし、常任幹事會及び幹事會に出席し、意見を述べるものとする。

第十條 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時總會を召集することができる。

幹事長は、百名以上の會員が別に定める規程により會議の目的たる事項を示して臨時總會の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

總會においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席全員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

第十三条 常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

第十七条 本会に事務局をおく。

事務局に関する規程は別にこれを定める。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は昭和四九年六月一日より施行する。

会員の請求による臨時總會召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する總會の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うも

のとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

中央大学法曹会役員、委員等名簿 (昭和四十九年度)

一、中大法曹会顧問、役員等

(1) 顧問 一七名

石井一郎	石田寅雄	今井忠男	井出甲子太郎	荻山虎雄
大塚喜一郎	柏原語六	兼平慶之助	金子文六	坂井改造
清水繁一	谷村唯一郎	堂野達也	藤井暹	円山田作

(2) 三根谷 実蔵 山本 清二郎 山本 政喜 八島 三郎 龍前 茂三郎

磯部 常治 遠藤 利一郎 小木 貞一 戸田 宗孝 松島 政義

(3) 向江 璋悦 幹事長 松井 宣(二弁)

(4) 副幹事長 大西 保(二弁) 阿部 三郎(東弁)

(5) 幹事 幹事 ◎印常任幹事

(東京弁護士会) 四〇名

◎赤坂 正男 阿部 三郎 ◎秋山 邦夫 安藤 章 秋山 昭八

秋知 和憲 浅見 昭一 石井 嘉夫 岩田 満夫 猪股 喜蔵

◎市橋 千鶴子 佐伯 弘 内野 経一郎 栄沢 忠幸 遠藤 和夫

太田 常雄 川島 仟之助 ◎亀井 忠夫 日下文 雄 後藤 英三

小池 金市 ◎小林 宏也 小宮 正巳 笹原 桂輔 榊原 卓郎

篠原 千広 ◎鈴木 秀雄 ◎高木 茂 滝沢 国雄 玉田 郁生

繩稚 登 萩原 四郎 原山 庫佳 日野 久三郎 ◎藤井 光春

舟橋 肇 本間 崇 森田 洲右 ◎山本 忠義 米田 為次

(第一東京弁護士会) 一八名

◎入江正男 落合長治 梶原止 倉田雅充 小坂志磨夫
 齊藤岩次郎 ◎齊藤素雄 信部高雄 田口邦雄 橋本三郎
 深沢勝 宮田光秀 宮田耕作 柳沢義信 山田賢次郎
 ◎吉本英雄 ◎依田敬一郎 若林秀雄

(第二東京弁護士会) 一八名

有賀正明 大西保 荻野陽三 ◎小野田六二 小野道久
 大塚功男 ◎川坂二郎 笠井盛男 木戸口久治 ◎坂本建之助
 鈴木近治 鈴木清二 ◎田宮甫 中津靖夫 古山昭三郎
 松井宣 村山芳朗 雪下伸松

(裁判所) 一二名

秋吉稔弘 井上謙次郎 ◎小川泉 ◎大前邦道 ◎岡垣学
 唐松寛 酒井雄介 佐野昭一 瀬下貞吉 寺尾正二
 柳原嘉藤 川上正俊

(検察庁) 一二名

◎岩下肇 岩田農夫男 川島興 栗本六郎 佐藤忠雄
 ◎竹村照雄 ◎外村隆 長沢潔 藤本一孝 三上庄一
 水原敏博 矢実武男

(6) 会計監事

中井宗夫(東弁) 小田切 秀(一弁) 近藤 三代次(二弁)
 (7) 事務局

事務局長 木戸口久治(二弁)
 事務局次長 安藤 章(東弁) 依田敬一郎(一弁) 中津靖夫(二弁)

佐野昭一(裁判所) 長沢 潔(檢察庁)
 二、大学問題特別委員会委員 ◎印委員長

(東京弁護士会) 二〇名

赤坂正男	安藤章	岩田満夫	市橋千鶴子	榮沢忠幸
遠藤利一郎	太田常雄	荻山虎雄	小池金市	後藤英三
紺野稔	鈴木秀雄	高木茂	滝沢国雄	玉田郁生
繩稚登	藤井光春	本間崇	馬越旺輔	松島政義

(第一東京弁護士会) 九名

入江正男	小木貞一	倉田雅充	小屋敏一	小坂志磨夫
斎藤素雄	設楽敏男	橋本三郎	山田賢次郎	

(第二東京弁護士会) 一〇名

◎石井一郎	今井忠男	大西保	荻野陽三	木戸口久治
坂本建之助	鈴木近治	田宮甫	中津靖夫	松井宣

(裁判所) 七名

大前邦道	岡垣学	小川泉	高木典雄	長西英三
------	-----	-----	------	------

柳原嘉藤 龍前三郎

(檢察庁) 六名

岩下 肇 大熊 昇 竹村照雄 水原敏博 矢実武男

三上庄一

三、中大創立九〇周年記念事業募金特別委員会委員 ◎印委員長

◎石田寅雄 太田常雄 阿部三郎 入江正男 吉本英雄

松井 宣 野宮利雄 高木典雄 西村四郎 水原敏博

(学研連関係)

柳沢義信 木戸口久治 日下文雄 大西 保 岡田錫淵

四、会報編集委員会委員 ◎印委員長

西林経博 堤 淳一(東弁)

◎信部高雄 深沢 守(一弁)

中吉幸一郎(二弁)

豊吉 彬(裁判所)

中津川 彰(檢察庁)

東京都内勤務學員裁判官名簿 (昭和五〇年三月一〇日現在)

○最高裁判所

最高裁判事 大塚 喜一郎 最高裁調査官・判事 井田友吉 同高木典雄
最高裁調査官・判事 新矢悦二 最高裁刑事局付・判事補 河辺義正
最高裁行政局付・判事補 秋山寿延 司法研修所教官・判事 小野幹雄
裁判所書記官研修所教官・簡裁判事 佐沢利雄 同垣内邦俊

○東京高等裁判所

判事(部総括) 寺尾正二 判事 瀬下貞吉 同岡垣 学
判事 唐松寛 同大沢博 同柳原嘉藤 同秋吉稔弘
判事(職務代行) 本郷元

○東京地方裁判所

判事(部総括) 大前邦道 同(同)藤原康志 同浅香恒久
同(同)斎藤昭 同土田勇 同(同)佐野昭一
同原島克己 同石田実秀 同生島三則 同大川 勇
同坂井宰 同並木茂 判事補(職権特例)平手勇治
判事補(職権特例)宮良允通 同(同)小林 亘 同(同)瀧川義道
同(同)西村尤克
判事補 林 豊 同中条秀雄
八王寺支部判事(部総括) 井上謙次郎

同 (同) 滝田 薫 同神田正夫 同伊東正彦

○東京家庭裁判所

判事 酒井雄介 同川上正俊 同吉本俊雄
判事補(職權特例) 松田靖光 同久保真人

○東京都内簡易裁判所

新宿簡易裁判所判事 秋間徳太 墨田簡易裁判所判事 伊藤太郎 同久我久次
渋谷簡易裁判所判事 小川 泉 豊島簡易裁判所判事 石橋三二
東京北簡易裁判所判事 森口静一 同深沢利一

□地方勤務主要学員裁判官名簿(高裁・部総括、同支部長、地家裁所長)

水戸家裁所長 高野平八 名古屋高裁判事(部総括) 柏木賢吉 同宮本聖司
広島高裁松江支部長 干場義秋 広島地裁所長 高橋正男
福岡高裁判事(部総括) 佐藤 秀 長崎地裁所長 兼築義春
札幌家裁所長 杉本正雄 旭川地裁兼同家裁所長 中池利男
高松高裁判事(部総括) 秋山正雄

東京高検管内勤務学員檢察官名簿 (昭和五〇年三月一〇日現在)

○法務省関係

法務省入国管理局次長 竹村照雄 同省大臣官房營繕課長 水原敏博
同省保護局総務課長 横山精一郎 同省人權擁護局調査課長 宮本喜光

同省大臣官房秘書課 乙部 二郎

公安調査庁調査第一部第一課長 水崎松夫

同庁調査第二部第一課長 窪田四郎

法務総合研究所教官

加藤 晴明

中重 正人

土本 武司

○最高検察庁

栗本 六郎

外村 隆

○東京高等検察庁

宮越 重雄

西村 常治

塚本 明光

瀧岡 順一

品田 賢治

八卷 正雄

宮本 富士男

土屋 誠上

野村 幸雄

笹岡 彦右衛門

井村 章

富田 孝三

○東京地方検察庁

岩下 肇

今井 良児

西山 彬

笠間 治雄

増田 暢也

水上 盛市

三上 庄一

渡辺 芳信

篠宮 力

小野 慶造

清水 安喜

五味 朗

今野 健

武内 光治

倉崎 英逸

高城 龍夫

熊沢 泰倫

長沢 潔

村瀬 武司

酒井 清夫

吉川 亘

土屋 東一

佐々木 博章

板橋 育男

押谷 靱雄

清沢 義雄

長山 四郎

川島 興

藤本 一孝

広島 速登

山田 一夫

友野 弘

寺西 輝泰

水流 正彦

松田 昇

丸山 利明

有安 俊夫

長山 道雄

鍋倉 寛治

長尾 喜三郎

田代 則春

爪生 貞雄

鴻上 政志

渡辺 繁年

高村 七男

奥山 真祐

鈴木 芳夫

隈井 光

○司法研修所

○東京法務局

○横浜地方検察庁

○浦和地方検察庁

○千葉地方検察庁

○水戸地方検察庁

○宇都宮地方検察庁

○前橋地方検察庁

○静岡地方検察庁

川 又 敬 治
神 宮 寿 雄
大 槻 一 雄
秋 山 真 三

稲 見 撰 五
平 田 定 男
堀 口 勝 正
野 崎 哲 哉

大 西 郁 夫
末 永 秀 夫
中 津 川 彰

野 崎 悦 宏
吉 田 賢 治
相 沢 重 一
森 高 彦

小 林 康 人
相 沢 三 千 男
青 野 真 治
山 崎 惠 美 子

仙 波 敏 威
弘 津 英 輔
桜 井 弘 德
松 浦 恂

吉 川 寿 純
長 谷 川 紘 一
溝 口 昭 治
今 井 健 次

芦 沢 恒 雄
菅 原 憲 夫
小 高 讓 二
石 川 達 紘
細 谷 茂 夫

菅 原 憲 夫
小 高 讓 二
石 川 達 紘
細 谷 茂 夫

樋 田 誠
設 楽 英 夫
広 瀬 哲 彦
黒 瀬 忠 義

岩 田 農 夫 男
設 楽 英 夫
広 瀬 哲 彦
黒 瀬 忠 義

東 隆 一
遠 藤 源 太 郎
高 橋 武 三
兼 村 頼 政

瓜 島 喜 一 郎
佐 野 真 一
飯 田 英 男
塩 野 健 彦

佐 々 木 実
子 原 英 和
飯 田 英 男
塩 野 健 彦

戸 谷 勝 寿
佐 川 尚 夫
永 野 義 一
甲 斐 中 辰 夫

安 田 哲 也
水 上 寛 治
永 野 義 一
甲 斐 中 辰 夫

田 中 英 輝
水 上 寛 治
永 野 義 一
甲 斐 中 辰 夫

京 秀 治 郎
大 竹 健 嗣
真 砂 幸 雄
高 橋 盾 生

三 野 昌 伸
三 輪 泰 二
真 砂 幸 雄
高 橋 盾 生

○甲府地方検察庁
西村好順
豊嶋秀直
牧野雄一
伊藤正利

○長野地方検察庁
原弘
横井治夫
竹内正
竹内康尋

○新潟地方検察庁
中野国幸
鮫島清志
和田丈夫
荒木紀男

斉藤典男
塩沢剛

○全国現職検事長・検事正一覽

広島高検検事長 河井信太郎
宇都宮地検検事正 佐藤忠雄

高松地検検事正 中嶋友司
津地検検事正 小村保秀

釧路地検検事正 矢実武男
旭川地検検事正 橋詰利男

浦和地検検事正 居林興三次
札幌地検検事正 山崎恒幸

岐阜地検検事正 太田武之
松山地検検事正 石原定美

鹿児島地検検事正 太田輝義
新潟地検検事正 田村秀策

あとがき

中大法曹第三号をお届けいたします。第三号は当初昭和四九年に発刊する予定でありましたが、昭和四八年末からの石油ショックによる物価の高騰ならびに甚だしい紙不足のため延期し、本年にいたり発刊することとなりました。その間「学校法人中央大学」には、多摩校地移転問題や学費値上げ等極めて重大な問題があり、われわれ学員の大いに関心のあるところではありますが、この点につきましては、理事長渋谷健一先生や学長戸田修三先生より極めて詳細な原稿を頂き有難うございました。また学員会会長谷村唯一郎先生には、益々ご壮健でご活躍されておりますが、本号のため態々原稿を寄せて頂き有難うございました。

なお、現在「学校法人中央大学基本規定改正問題」が検討中でありますので、石井一郎委員長のもとに作成された「中大法曹会の意見書」を掲載することとしました。

編集の当初に当っては、会員諸兄のご意見によりいろ

いろ企画がなされたのでありますが、原稿の集りが悪く、また予算の制約を受け、ご満足のいくような編集が出来なかったことをお詫びするとともに、この編集に当り、とくに木戸口事務局長や編集委員の方々にご協力を頂いたことを感謝いたします。
(信部高雄 記)

中大法曹 第2号

昭和五十年四月十五日 印刷
昭和五十年四月二十日 発行

(非売品)

発行人 松井 宣

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(九五六)六五五〇・六五六四